

- (3) 「定足数」
各事項に係る総会においての投票については、当該各事項について投票権を有する国である総会の構成国の二分の一をもって定足数とする。
(b) 総会は、(a)の規定にかかわらず、いずれの国会においても、各事項について投票権を有し、かつ、代表を出した国である総会の構成国の数が当該各事項について投票権を有する国である総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、当該事項について投票権を有するが代表を出さなかつた国である総会の構成国に対し、その決定を通報し、その通報の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によって表明するよう要請する。当該期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国である総会の構成国の数が国会の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、当該決定は、効力を生ずる。
〔総会における決定〕
- (4) 総会は、コンセンサス方式によって決定するよう努める。
(b) (a) コンセンサス方式によって決定することができない場合には、問題となつてゐる事項は、投票によって決定する。この場合には、次のとおり投票する。
(i) 国である締約国は、それぞれ一の票を有し、自国の名においてのみ投票する。
(ii) 政府間機関である締約国は、当該政府間機関の構成国であつてこの改正協定の締約国であるものの総数に等しい数の票により、当該構成国に代わつて投票することができる。当該政府間機関は、当該構成国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票に参加してはならない。また、当該政府間機関が自らの投票権を行使する場合には、当該構成国のいずれも投票に参加してはならない。
(c) 千九百六十七年補足協定第二条の規定に拘束される国のみに関する事項については、同条の規定に拘束されない締約国は投票権を有しないものとし、また、締約国のみに関する事項については、締約国のみが投票権を有する。
〔多数による議決〕
- (5) 総会の決定は、第二十四条(2)及び第二十六条(2)の規定が適用される場合を除くほか、投票数の三分の二以上の多数による議決で行う。
(b) 棄権は、投票とみなさない。
〔国会〕
- (6) 総会は、事務局長の招集により、二年ごとに一回、通常会合として会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。
(b) 総会は、総会の構成国の四分の一以上の要請又は事務局長の発意に基づき、事務局長の招集により、臨時会合として会合する。
(c) 各国会の議題は、事務局長が作成する。
〔手続規則〕
- (7) 総会は、その手続規則を採択する。
第二十二條 国際事務局
〔管理業務〕
- (1) 国際登録及び関連の任務並びに同盟に関連する全ての管理業務は、国際事務局が行う。
(b) (a) 国際事務局は、特に、国会の準備を行い、並びに総会並びに総会が設置する専門家委員会及び作業部会の事務局の職務を行う。
〔事務局長〕
- (2) 事務局長は、同盟の首席の職員とするものとし、同盟を代表する。
〔総会以外の国会〕
- (3) 事務局長は、総会の設置する委員会及び作業部会並びに同盟に関する問題を取り扱う他の全ての国会を招集する。

- (4) 「総会及び他の国会における国際事務局の役割」
(a) 事務局長及び事務局長の指名する者は、総会並びに総会が設置する委員会及び作業部会の全ての国会並びに同盟の後援の下に事務局長によって招集される他の国会に投票権なしで参加する。事務局長又は事務局長の指名する一人の職員は、当然に、総会並びに(a)に規定する委員会、作業部会及び他の国会における事務局の長としての職務を行う。
〔会議〕
- (5) 国際事務局は、総会の指示に従つて改正会議の準備を行う。
(b) (a) 国際事務局は、(a)に規定する準備に関し政府間機関並びに国際的な及び国内の非政府機関と協議することができる。
(c) 事務局長及び事務局長の指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。
〔他の任務〕
- (6) 国際事務局は、この改正協定に関連して国際事務局に与えられる他の任務を遂行する。
第二十三條 財政
〔予算〕
- (1) 同盟は、予算を有する。
(b) (a) 同盟の予算は、同盟に固有の収入及び支出並びに機関が管理業務を行つてゐる諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金から成る。
(c) 諸同盟の共通経費とは、同盟にのみでなく機関が管理業務を行つてゐる一又は二以上の同盟以外の諸同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費についての同盟の分担の割合は、共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。
〔同盟以外の諸同盟の予算との調整〕
- (2) 同盟の予算は、同盟以外の諸同盟であつて、機関が管理業務を行つてゐるものの予算との調整の必要性を十分に考慮した上で決定する。
〔予算の財源〕
- (3) 同盟の予算は、次のものを財源とする。
(i) 国際登録に係る手数料
(ii) 国際事務局が同盟に関連して提供する他の役務について支払われる料金
(iii) 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及び当該刊行物に係る権利の使用料
(iv) 贈与、遺贈及び補助金
(v) 賃貸料、利子その他の雑収入
(4) 「手数料及び料金の決定並びに予算の水準」
(a) (i) 手数料及び料金の決定は、事務局長の提案に基づいて総会が決定する。(3)(ii)に規定する料金については、事務局長が定めるものとし、次の国会において総会の承認を得ることを条件として、暫定的に適用する。
(b) (i) に規定する手数料の額は、手数料及び他の財源による同盟の歳入が少なくとも同盟に関する国際事務局の全ての経費を賄うことができるように決定する。
(c) 予算は、新会計年度の開始前に採択されなかつた場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算と同等の水準のものとする。
〔運転資金〕
- (5) 同盟は、超過した収入又は当該収入が十分でない場合には、当該収入及び同盟の各構成国の一回限りの支払金から成る運転資金を有する。当該運転資金が十分でなくなつた場合には、総会がその増額を決定する。支払の比率及び条件は、事務局長の提案に基づいて総会が決定する。
〔接受国による立替え〕
- (6) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合に当該国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、当該国と機関との間の別個の取極によつてその都度定める。
(b) (a) に規定する国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えの約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終わりから三年を経過した時に効力を生ずる。
〔会計検査〕
- (7) 会計検査は、財政規則の定めるところにより、同盟の一若しくは二以上の構成国又は外部の会計検査専門家が行う。これらの構成国又は会計検査専門家は、総会がこれらの構成国又は会計検査専門家の同意を得て指名する。